

工事現場等における施工体制の点検要領

第1 目的

中井町が発注した請負工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、契約担当者(中井町契約規則第2条第2号に規定する者をいう。)又は監督職員(同規則第44条に規定する者をいう。)が工事請負契約又は監督業務等において把握すべき点検事項等を定めたものであり、もって工事現場の適正な施工体制を確保することを目的とする。

第2 点検対象工事

点検対象工事は、請負金額が2,500万円(建築一式工事にあつては、5,000万円)以上とする。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は、この金額未満の工事であっても点検対象工事とすることができる。

第3 重点点検対象工事

点検対象工事のうち、次の各号に該当する工事については重点点検対象工事として、点検の頻度を高めて実施するものとする。

- (1) 低入札価格契約工事(中井町の工事の発注に係る低入札価格調査制度の試行に関する取扱要領(平成12年4月1日施行)第2条に規定する調査対象工事をいう。)
- (2) 1社で請負契約額の過半を占める一次下請けがある工事
- (3) 同規模又は上位規模であつて、同業種の会社が一次下請けにある工事
- (4) 工区割された同規模の隣接工事について、同一会社が下請けに存在している工事
- (5) その他、技術者の資格や専任制等の施工体制に疑義があると認められる工事

第4 疑義情報の通知

点検により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、契約担当者等は、総務部庶務課長にその事実を通知するものとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- (2) 入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

第5 工事成績評定への反映

点検を通じて、請負者の施工体制に不適切な点があつた場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映するものとする。

第6 契約時における主任技術者等設置(変更)届・経歴書の確認

公共工事標準請負契約約款第10条の規定に基づき、主任技術者等設置の通知があつたときは、主任技術者等が、適切な資格を有していることを経歴書(様式第1号)により確認するものとする。

- (1) 契約時における技術者の資格要件、雇用関係、専任制について、次のとおり確認するものとする。
 - ア 主任技術者である場合には、資格要件の確認については、その者が国家資格者の場合は、経歴書に国家資格者証の写しが添付されているか、資格は工事の種類に応じた適切なものかを、実務経験の場合は、経歴書に記載された実務は、発注工事の内容に応じた業種であり、実務経験の年数は適切かを確認するとともに、雇用関係の確認については、建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を有しているかを確認するものとする。また、専任制の確認については、専任となっているかを確認するものとする。

- イ 監理技術者である場合には、資格要件の確認については、経歴書に監理技術者資格者証の写し及び講習修了証(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者に限る。)の写しが添付されているか、資格者証の建設業の業種は、発注工事の内容に応じた適切なものかを、雇用関係の確認については、資格者証の所属建設業者(雇用会社名)が工事の請負会社と同一かを確認するものとする。また、専任制の確認については、専任となっているかを確認するものとする。

第7 工事現場等における施工体制の点検

工事現場等における施工体制の点検は、次のとおりとする。この点検により、不適切な点が判明した場合には、必要な措置を講じるものとする。

(1) 主任(監理)技術者の専任制の確認

契約後における主任(監理)技術者の専任制の確認は、次のとおりとする。

- ア 当該工事のCORINS登録が、契約後10日以内になされたことを確認するものとする。
- イ CORINS登録後、JACIC-EC協議会等から主任(監理)技術者の重複、所属及び資格者証保持に疑義があるとの情報提供を受けた場合は、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、請負者に疑義情報の内容を電話、面接等で確認するものとする。

(2) 主任(監理)技術者の専任及び現場代理人の常駐状況の点検

現場における主任(監理)技術者の専任状況について、適切な頻度で点検するものとする。

また、これに併せてあらかじめ通知を受けた現場代理人の常駐状況について点検するものとする。

(3) 施工体制台帳の点検

施工体制台帳(下請契約書の写し、再下請負通知書等添付書類を含む)が適切に整備されており、第4の(1)に該当するような不適切な下請関係がないことを工事期間中に点検するものとする。

(4) 施工体系図の点検

提出された施工体系図と同一のものが、工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていることを工事期間内に点検するものとする。

(5) 施工体制の点検

施工体制台帳及び施工体系図又は下請負業者編成表が、実際の施工体制と相違ないことを点検するものとする。

(6) 標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されていること、また、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識及び労災保険関係の掲示項目が掲示されていることを点検するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。